

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 24 年 2 月 29 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	日之出紙器工業株式会社鹿児島工場における省エネ型照明器具への更新
排出削減事業者名	日之出紙器工業株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構
その他関連事業者名	なし
事業実施場所	日之出紙器工業株式会社 鹿児島工場 (鹿児島県日置市伊集院町麦生田 2158)
事業の概要	本事業は、日之出紙器工業株式会社鹿児島工場において、水銀灯及び蛍光灯を省エネ型照明に更新することによって、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を削減する事業である。
排出削減量の計画	<限界電源炭素排出係数使用> 【限界電源炭素排出係数使用の場合】 2011年度：32 tCO ₂ /年 2012年度：71 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 103 tCO ₂) 【全電源炭素排出係数の場合(参考値)】 2011年度：18 tCO ₂ /年 2012年度：44 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 62 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2011年11月1日 終了予定日 2013年3月31日

排出削減方法論	方法論番号 006 照明設備の更新
---------	-------------------

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2012年2月22日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：日之出紙器工業株式会社 鹿児島工場 (鹿児島県日置市伊集院町麦生田 2158)
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備（水銀灯及び蛍光灯）を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で 8.5 年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた純投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>当該組織の事業は、ISO14001 の認証がされており、各部門や工場で省エネの取り組みがされている。特に鹿児島工場での照明器具の更新も省エネの取り組みの一つであるが、国内クレジット制度に参加することが企業イメージの向上に繋がるものとしての活動であることを事業者へのインタビューを通じ確認した。</p> <p>以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われる	自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している

こと	事業者でない事を確認した。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 006 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、事業実施前の照明設備よりも省電力の照明設備に更新することを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業により省エネ型照明への更新を行わなかった場合、既存の水銀灯及び蛍光灯を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、事業実施前及び事業実施後の照明設備の電力使用量に最も影響を与える活動量（照明設備稼働時間）を把握できることを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>

4. 特記事項

なし